附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式第一号（次項において「旧様式」という。）による書類は、当分の間、この命令による改正後の様式第一号によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府農林水産省令第三号

農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十二条第三項、第五項及び第八項の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産大臣　森山　**裕**

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令（平成二十一年内閣府農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第二項第一号中「製造業者等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を加える。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。